

一復法論第三八一號

法務部 法務調査部 股務規定 中改正の件

昭和二十三年三月十九日

厚生省 復員局 法務調査部長

# 資料整理部長 殿

首題の件左記の通り改正す

第五條第二科は左の事項を掌る

一 外地派遣の辯護人証人等の世帯に關する事項

二 戦犯裁判記録に關する事項（A級戦犯裁判を除く）

第六條第三科は左の事項を掌る

一 國內に於ける退台軍人等裁判に關する事項

二 戦犯裁判關係の資料調査に關する事項

三 法務局舊兵務課の殘務整理に關する事項

0743

第 A 級戦犯裁判記録に関する事項  
第七條を削除し第七條の二を第七條に改む

0744